

認可外保育施設の届出について

下記に該当する場合、一日に保育する人数に関係なく県に届け出が必要です。

- ・ 認可外保育施設
- ・ 病院・企業などの事業所内で従業員の子どもを保育する施設
- ・ 認可外の訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）

★ 対象となる施設は、市役所1階保育幼稚園室を通じて届出してください。既に届出済の施設については、改めての届出は不要です。（届出内容に変更がある場合は変更届出書の提出が必要）詳しくは問い合わせ先へ

★ 届出に必要な申請書等については三重県HPよりダウンロードができます。

《 問い合わせ先 》

保育幼稚園室

電話 63-7919

FAX 64-6898